

鹿沼市立南摩中学校 生徒心得

南摩中学校に学ぶことに誇りをもちながら、心豊かで明るくたくましい生徒になることを共通の願いとし、充実した学校生活ができるように次のように生徒心得を定める。

1. 服装について

男子

- (1) 指定のブレザー・ズボン・ネクタイとする。
 - ・シャツは、市販の学生用白ワイシャツとする。(ボタンダウン、前たて、開襟、裏タック等は不可)
- (2) 夏季は、指定のズボンとする。
 - ・ポロシャツおよびボタンダウン、前たて、開襟、裏タック等のワイシャツ等は不可。
 - ・移行期間においては、気温の状況や個人の体調管理のため、必要に応じて、ブレザー、ネクタイの未着用及び、夏服の着用を可とする。
 - ・近年の不安定な気温の変化を考慮し、衣替え期間中においても、気温や生徒本人の体感に応じて、長袖のスクールワイシャツを着用してもよい。
- (3) ベルトは、黒・紺・茶色(柄や飾りが無いもの)とする。
- (4) 名札は、ブレザー・ワイシャツともに、指定のものを左胸に付ける(着脱式)。

女子

- (1) 指定のブレザー・ベスト・スカート・スラックス・リボンとする。
 - ・シャツは、市販の学生用白ブラウスまたはワイシャツとする。
(ボタンダウン、前たて、開襟、裏タック等は不可)
 - ・女子の制服は、スカートに加えて、スラックスの着用も選択可とする。
- (2) 夏季は、指定のスカートとする。
 - ・移行期間においては、ブレザー、ベストを着用してもよい。
 - ・近年の不安定な気温の変化を考慮し、衣替え期間中においても気温や、生徒本人の体感に応じて、長袖のブラウスを着用してもよい。
- (3) 名札は、ブレザー・ベスト・ワイシャツともに、指定のものを左胸に付ける(着脱式)。
- (4) ストッキング及びタイツを着用する場合は、黒・紺で無地とする。
- (5) 下着は、原則として白またはベージュの無地とする。

※わずかなラインやワンポイントがあるものについては、ワイシャツから透けるものは不可。

なお上記の移行期間は、5月1日～6月10日と9月20日～10月31日とする。

共通事項

- (1) 体育着は指定のものとし、自分の名前を明記したものとする。
※家族のものや譲り受けたものについても、旧タイプのものは、**必ず自分の名前に刺繍を付け替えて着用**する。新タイプは名札を付ける。
- (2) 運動靴は、白のランニングシューズ型のものとする。
(ソールが平らなテニスシューズ型などは不可)
- (3) 上履き・体育館シューズは、学校指定とする。
- (4) 靴下は、白の標準的な長さのソックスまたはハイソックスとする。(ワンポイント可)
(くるぶしが見えるスニーカーソックス等は不可)

- (5) セーターは、黒・紺・グレーのVネック型のスクールセーターとする。(ワンポイント可)
- (6) 冬季に、コートを着用する場合は、黒・紺・茶・グレーのものとする。
なお、部活動ごとに購入したウインドブレーカーも着用可とする。
- (7) 登校時の服装は制服とする。ただし、平日の部活動のある日は体育着下校を認める。
休日部活動のある場合は体育着等の登下校を認める。
- (8) マスクを着用する場合は、白で無地のものとする。

2. 頭髪等について

中学生らしい髪型にする。

。(生徒会頭髪委員会規則に順ずる。)

3. 所持品について

- (1) 携帯電話や危険物、その他学習に不要なものは学校に持ち込まない。
- (2) カバンは指定されたものとする。
- (3) サブバッグは両肩に背負えるリュックとする。
なお、雨天時のことを考慮し、防水性の高いものが望ましい。

4. 登下校の安全について

- (1) 交通ルールを守る。
 - ① 自転車通学について
 - ・ 自転車通学は、許可制とする。
 - ・ 自転車の色は、派手にならないものとする。
 - ・ 下校時は、なるべく一人にならないようにする。
 - ・ 登下校時には、必ず安全タスキを付ける。
 - ・ 自転車は常に点検整備し、ハンドルや荷台等の変形はしない。
 - ・ ヘルメットは学校活動時には必ず着用し、あごひもは適度な長さで固定する。
 - ・ ルールが守れなかった場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。
 - ② 徒歩通学について
 - ・ 登下校時には、必ず安全タスキをつける。
- (2) 下校時刻を守り、途中で立ち止まってのおしゃべり、寄り道や買い食い等はしない。
- (3) 通学時に事故やトラブルが起きた場合は、直ちに学校・家庭に連絡する。

5. 登校時間

7:30～7:55の間に登校する。

係、委員会での活動がある場合は、その時間帯に限らない。

(8:00までにはロッカーにかばんを入れ自席に座っていること。それ以降は遅刻とする。)

6. その他

欠席・遅刻・早退・忌引をするときは、7:30～8:00の間に必ず保護者が連絡する。
本人からの連絡の場合は、確認のため保護者へ連絡する。